

個人企業経済調査 インターネット回答の操作ガイド

- ◆ インターネットによる回答は、**本年6月末日まで**にお願いします。
- ◆ インターネット回答には、本紙のほかに、同封の『**インターネット回答用ログイン情報**』が**必要**です。お手元にご用意いただき、回答をお願いします。

e-Tax（「国税電子申告・納税システム」）で確定申告を行った場合は、「6 売上金額及び仕入金額」、「7 棚卸高」、「8 営業経費等」について、e-Tax からダウンロードしたデータを利用すると、回答が自動的に入力されます。

詳しくは、5～12 ページをご覧ください。



安心安全なセキュリティ対策

- ・不正なアクセスなどの監視を 24 時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。
- ・データの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、暗号化通信を行っています。



推奨環境（最新の推奨環境は、「政府統計オンライン調査総合窓口トップページ下段の「推奨環境」をご確認ください。）

パソコン の環境	通信環境		ブロードバンド環境を推奨
	Microsoft Windows	OS(※)	Windows11、Windows10
		ブラウザ	Firefox 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版
	Apple Macintosh	OS	MacOS 最新版
ブラウザ		Safari 最新版	
スマートフォン の環境	通信環境		定額サービス又はWi-Fi環境を推奨
	Android 搭載端末	OS	Android 最新版
		ブラウザ	Google Chrome 最新版
	iOS 搭載端末	OS	iOS 最新版
ブラウザ		Safari 最新版	

※ 「デスクトップモード」の使用に限ります。

調査に関するお問い合わせ・ご質問は

個人企業経済調査実施事務局



0120-492-048（通話料無料）

I P 電話などフリーダイヤルに接続できない場合 **03-6262-7456**（有料）

【受付時間】 **9:00～18:00**（土・日・祝日を除く）

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ I P 電話などフリーダイヤルに接続できない場合は、所定の通話料金となります。

1 「政府統計オンライン調査総合窓口」へログイン

①「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセスします

- 検索バーに「政府統計オンライン調査総合窓口」と入力して、検索結果からサイトにアクセスします。

政府統計オンライン調査総合窓口

検索

- ウェブブラウザ上部のアドレスバーに **https://www.e-survey.go.jp/** を入力してもアクセスできます。

https://www.e-survey.go.jp/

ここに入力します

- 同封の『インターネット回答用ログイン情報』に掲載しているQRコードを読み取ると「政府統計オンライン調査総合窓口」のログイン画面に直接アクセスでき、パスワードのみの入力でログインできます。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

②初期アクセス画面が表示されます

- 画面中央の「ログイン画面へ」ボタンを押します。

(パソコン) 初期アクセス画面

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ

政府統計オンライン調査総合窓口

お知らせ

ログイン画面へ

当サイトは、暗号化通信により保護されています。
初めてこのサイトをご利用になる方へ

(スマートフォン) ログイン画面

統計調査の選択

実施機関名で絞り込み

調査実施機関を選択してください。

一覧から選択

総務省

4AQL 個人企業経済調査

入力後、「ログイン」ボタンを押します。

ログイン情報

政府統計コード

調査対象者ID

パスワード

パスワードを表示する

パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログイン

※QRコードを読み取った場合は、「政府統計コード」及び「調査対象者ID」が自動で入力されますので、パスワードのみの入力でログインできます。

④パスワードを変更します

- パスワード候補に表示されている新しいパスワードまたは任意の新しいパスワードを入力し、「変更」ボタンを押します。
変更後のパスワードは2回目以降のログインで使用しますので、忘れないようにご注意ください。

(スマートフォン) パスワード変更画面

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更後のパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

パスワード候補

8thM687f

新パスワード

8thM687f

パスワードを表示する

新パスワード(確認用)

8thM687f

変更

入力後、「変更」ボタンを押します。

2 連絡先情報の登録 (初回ログイン時のみ)

- 回答データ送信後に受付完了の確認メールが送信されますので、メールアドレスを入力し、「登録」ボタンを押します。

入力後、「登録」ボタンを押します。

連絡先情報の入力画面

連絡先情報

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定していただくようお願いいたします。

メールアドレス

(半角60文字以内)

登録

連絡先情報の確認画面

連絡先情報

登録いただいた連絡先情報は以下のとおりです。
確認いただき、よろしければ、「調査票一覧へ」ボタンをクリックしてください。
表示内容に変更がある場合には、「連絡先変更へ」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

stabxxx@xxx.xx.jp

連絡先変更へ

調査票一覧へ

- 入力した連絡先情報を確認し、「調査票一覧へ」ボタンを押します。

3 回答する調査票を選択

- 表示されている調査票を選択し、回答してください。

(パソコン) 調査票の一覧画面

個人企業経済調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限
2025年	個人企業経済調査 調査票	HTML形式	2025-06-30

(スマートフォン) 調査票の一覧画面

個人企業経済調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票 ?	提出期限	状況
個人企業経済調査 調査票	2025-06-30	未回答

4 画面案内に沿って回答データを入力

- e-Taxを利用して確定申告を行った事業主の方は、送信した青色申告書等のデータを利用して設問6～8に回答することができます。(5～12ページを参照。)
- 入力内容は途中で一時保存することも可能です。

入力を再開する場合

- 一時保存した調査票の入力を再開する場合は、調査票の一覧画面から、「個人企業経済調査 調査票」を押してください。

個人企業経済調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票 ?	提出期限	状況
個人企業経済調査 調査票	2025-06-30	一時保存済

- 回答状況画面が表示されますので、画面下にある「回答の再開」ボタンを押して回答を再開してください。

回答状況

統計調査名

個人企業経済調査

実施時期

2025年

調査票の状況

一時保存済

回答の再開

調査票一覧へ

5 回答データの送信・送信結果の確認

- 入力した回答データを確認し、「回答内容を送信」ボタンを押します。
- 回答データの送信後、調査票回答の受付状況画面が表示されますので、受付結果を確認します。

(スマートフォン) 調査票回答の受付状況画面

調査票回答の受付状況

統計調査名

個人企業経済調査

実施時期

2025年

調査票名

個人企業経済調査 調査票

調査対象者ID

DOUJEST029

受付番号

ONCQF1807001

受付結果

調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

「調査票回答を受け付けました」と表示されているか確認します。

よくあるご質問

Q 変更した「パスワード」を忘れてしまった。

A 以下の手順で、パスワードの再発行を行ってください。

※パスワードの再発行には、「政府統計コード」の選択・「調査対象者ID」・「登録いただいたメールアドレス」の入力が必要です。

(スマートフォン) ログイン画面

ログイン情報

政府統計コード 必須

調査対象者ID 必須

パスワード 必須

パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

パスワードの再発行

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。
メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へご連絡ください。

パスワード再発行へ

パスワード再発行へ ボタンを押します。

パスワードの再発行

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスにメールが届きます。パスワードを再入力してください。
調査個別の連絡先にご連絡ください。

政府統計コード

調査対象者ID

メールアドレス

※登録いただいたメールアドレスを入力してください。

再発行

統計調査の選択

実施機関名で絞り込み

調査実施機関を選択してください。

一覧から選択

総務省

4AQL 個人企業経済調査

総務省の「4AQL 個人企業経済調査」を選択

「再発行」ボタンを押してください。
登録いただいたメールアドレスに新しいパスワードを通知します。

Q すでに回答送信を行った調査票の内容を修正したい。

A ログイン後、調査票の一覧画面から、該当の調査票を選択します。回答状況画面が表示されますので、画面下にある「**回答確認・更新**」ボタンを押します。回答を修正し、再度回答送信を行うと回答内容が更新されます。

なお、**7月1日（火）以降は、回答内容の修正はできません**ので、ご注意ください。

(スマートフォン) 調査票の一覧画面

個人企業経済調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票	提出期限	状況
個人企業経済調査 調査票	2025-06-30	一時保存済

「調査票名」を押します。

回答状況画面

統計調査名
個人企業経済調査

キー項目

実施時期
2025年

受付番号
0015B5331001

調査票名
個人企業経済調査 調査票

回答状況

新規回答
改めて新規で回答する

回答確認・更新
回答済みの調査票を表示する

回答の再開
一時保存済みの調査票の回答を再開する

アンケート回答
調査回答後のアンケートを表示する

調査票一覧へ
調査票一覧画面へ戻る

その他のご質問は、政府統計オンライン調査総合窓口の「よくあるご質問（FAQ）」をご覧ください。

<参照先> URL <https://www.e-survey.go.jp/faq>

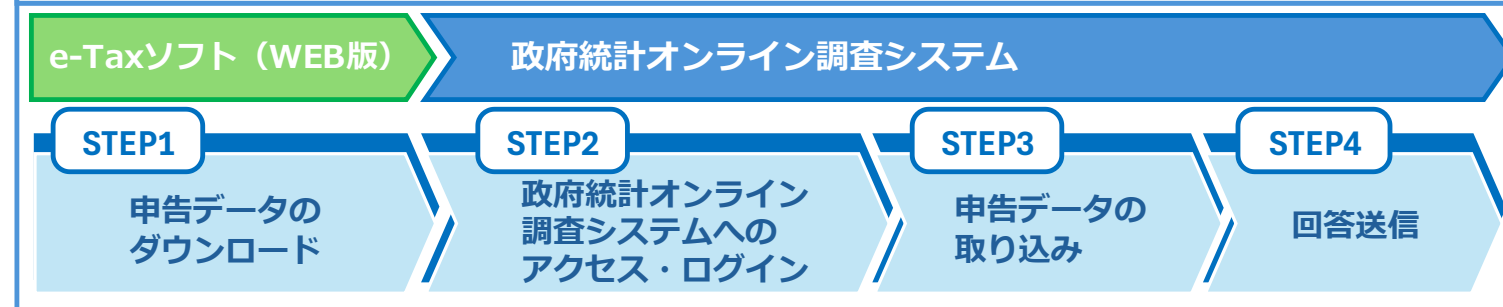
政府統計 オンライン調査総合窓口 よくあるご質問

検索

e-Tax 申告データを利用した回答方法

5～12 ページは「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）で申告した「所得税青色申告決算書」等のデータを利用して、**個人企業経済調査の設問6～8に回答する方法**を説明したページです。e-Tax で確定申告を行った事業主の方は、ぜひ、申告データを利用してご回答ください。

申告データを活用した回答の流れ



STEP1 申告データのダウンロード

(1) e-Tax ソフト（WEB版）へのアクセス・ログイン

- e-Tax ソフト（WEB版）の「個人ログイン」画面に接続します。『マイナンバーカード・スマホ用電子証明書』の「スマートフォンを利用」ボタンをクリックして、画面の指示に従ってログインしてください。

【個人ログイン】画面

e-Tax

個人ログイン | 法人ログイン

よくある質問

個人ログイン

以下のいずれかの方法でログインできます。

マイナンバーカード経由 ▼ マイナンバーカード・スマホ用電子証明書 ▼ 利用者識別番号 ▼

マイナンバーカード経由

「確定申告」はマイナンバーカードからのログインが便利です。
マイナンバーカードから情報を取得して確定申告書等を作成できます。

マイナンバーカードからの情報取得とは？

マイナンバーカードへ

マイナンバーカード・スマホ用電子証明書

スマートフォンを利用

ICカードリーダーで読み取り

利用者識別番号

【e-Taxホームページからのアクセス手順】

- e-Tax ホームページにアクセス
- e-Tax ホームページの右上の「ログイン」をクリック
- 「個人の方」をクリック
- 「個人ログイン」画面が表示

個人ログイン画面のQRコード

マイナンバーカードをお手元にご用意の上、『スマートフォンを利用』ボタンをクリックします。

※マイナンバーカードでのログインについては、e-Tax ホームページのお問い合わせから以下の手順でご確認ください。

- 「よくある質問（Q&A）」
- 「各種ソフト・コーナー」

3-1. パソコンの場合

- 「e-Tax ソフト（WEB版）についてよくある質問」の「メッセージボックス」についてよくある質問
- 【メッセージボックス関係】
- 「1. パソコンを利用して e-Tax ソフト（WEB版）で受付結果（受信通知）を確認するにはどうすればいいですか。」
- 「手順④」

3-2. スマートフォンの場合

- 「e-Tax ソフト（WEB版）についてよくある質問【スマートフォンをご利用の場合】」
- 【Android 端末・iPhone 共通】
- 「11. スマートフォンを利用して e-Tax ソフト（WEB版）で受付結果（受信通知）を確認するにはどうすればいいですか。」
- 「手順②」

3-1. QRコード

3-2. QRコード



・利用者識別番号を使ってログインする場合、マイナンバーカードをお持ちでない方は、申告データをダウンロードできません。

(2) ダウンロード

- 【メインメニュー画面】が表示されたら、メッセージボックスの『お知らせ・受信通知』ボタンをクリックします。
受信通知の受付結果等が【受信フォルダ】に表示されますので、受信メッセージの中から、個人企業経済調査の調査票に取り込む申告データをクリックしてください。

【メインメニュー画面】

The screenshot shows the e-Tax main menu. At the bottom, under the 'メッセージボックス' (Message Box) section, the 'お知らせ・受信通知' (Notice/Received Notice) button is highlighted with a red box. Other buttons include '確定申告を行う' (File Return) and '申請・納付を行う' (Apply/Pay).

【お知らせ・受信通知】

The screenshot shows the 'お知らせ・受信通知' (Notice/Received Notice) screen. On the left sidebar, the '受信フォルダ' (Received Folder) button is highlighted with a red box. The main area shows a list of received notices.

【「受信フォルダ」の表示について】

該当の手続き名は「所得税及び復興特別所得税申告」です。

The screenshot shows a list of received notices. The first notice, dated 2025/03/27, is '所得税及び復興特別所得税申告' (Income Tax and Special Provision for Reconstruction Tax Return) and is highlighted with a red box. Other notices include 'お知らせ' (Notice) and '住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報' (Information on year-end balances of loans related to housing acquisition funds).



調査票へ取り込む申告データは令和6年申告分となりますので、個人企業経済調査の調査票に取り込む申告データをクリックした後の【受信通知】（7ページ参照）で、申告等内容の『年分』が、『令和06年分』となっていることを確認してください。

(3) 保存

- 【受信通知】画面が表示されたら、申告年等をご確認の上、『保存する（XML 形式）』ボタンをクリックして、ご利用の端末に保存します。

【受信通知（パソコン表示）】

The screenshot shows the PC view of the '受信通知' (Received Notice) screen. The '年分' (Fiscal Year) field is highlighted with a red box and labeled '令和06年分' (Reiwa 6th year). A red callout box points to this field with the text: 「令和6年分」であることを確認してください。 (Please confirm it is the Reiwa 6th year). The '保存する (XML形式)' (Save as XML) button is also highlighted with a red box.

【受信通知（スマートフォン表示）】

The screenshot shows the smartphone view of the '受信通知' (Received Notice) screen. The '年分' (Fiscal Year) field is highlighted with a red box and labeled '令和06年分' (Reiwa 6th year). The '保存する (XML形式)' (Save as XML) button is also highlighted with a red box.

※スマートフォンの場合、XML ファイルの保存先等がご使用の端末によって異なりますので、端末の操作方法等を確認の上、ご対応ください。

(参考 国税庁 よくある質問)
入力したデータの保存場所が分からない場合
https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuuaru_sp/cat1/cat15/scid1474.html

【取込み可能な申告書】

- ・所得税青色申告決算書（一般用）
- ・所得税青色申告決算書（農業所得用）
- ・所得税青色申告決算書（不動産所得用）
- ・所得税青色申告決算書（現金主義用）
- ・収支内訳書（一般用）
- ・収支内訳書（農業所得用）
- ・収支内訳書（不動産所得用）

The screenshot shows a file save dialog. A red callout box points to the 'ファイル形式' (File format) dropdown menu, which is set to 'XTX ファイル (*.xtx)'. The text '任意のフォルダに保存します。' (Save to any folder.) is also visible.



【受信通知】画面に「送信されたデータを受け付けました。」と記載があるか確認してください。こちらのメッセージが出ている場合は、正しく送信されているので、xtx ファイルをダウンロードしてください。

STEP2 政府統計オンライン調査システムへのアクセス・ログイン

2～3ページをご覧ください、政府統計オンライン調査システムへアクセス・ログインしてください。
すでにログインしている方は、STEP3へお進みください。

STEP3 申告データの取り込み

「入力者情報」及び「設問 1～5」の回答を入力後、「設問6」まで進むと、申告データ取り込み画面が表示されます。

- ①「インポートする電子データファイルの選択」欄の『ファイルを選択する』ボタンをクリックし、「1 申告データのダウンロード」 (3) 保存 で任意のフォルダに保存した申告書の電子データファイルを選択します。

【設問 6・7・8 画面】

6 売上金額及び仕入金額 / 7 棚卸高 / 8 営業経費等

● 6～8 欄については、手入力で回答するか、令和 6 年分の確定申告を e-Tax で送信した場合、申告データを取り込むことにより回答することができます。

申告データ取込により回答する場合 → 「申告データ取込」へお進みください。

申告データを取り込まず手入力で回答する場合 → 下段の 6 欄へお進みください。

国税電子申告・納税システム e-Tax 申告データ取込 取り込み方法を見る

申告データを取り込まず手入力で回答する場合は、下段の 6 欄へお進みください。

◆ 令和 6 年分の確定申告を e-Tax で送信した場合、「6 売上金額及び仕入金額」、「7 棚卸高」、「8 営業経費等」の項目については、e-Tax のメッセージボックスからダウンロードした申告データを取り込むことにより回答することができます。

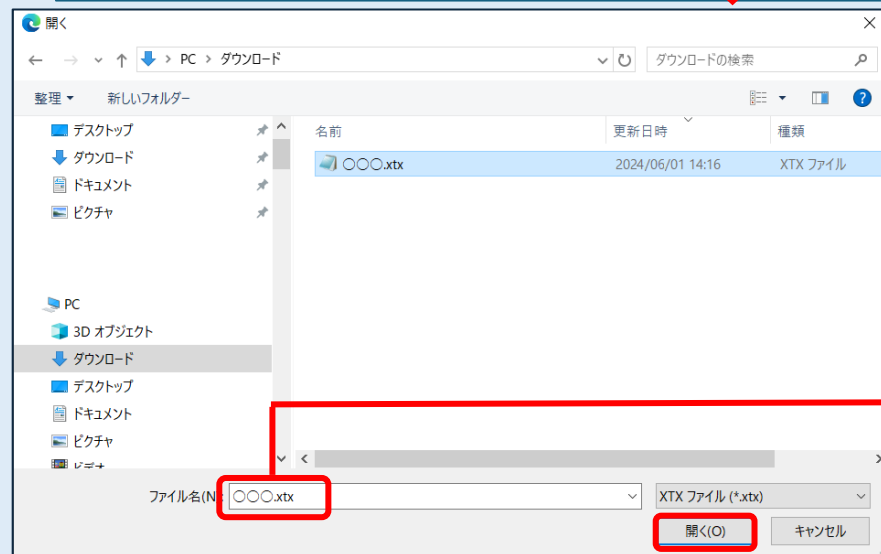
※ 金額は自動的に百の位で四捨五入されます。

インポートする電子データファイルの選択
インポートする申告書の電子データファイルを選択してください。

ファイルを選択する

申告データインポート
選択した電子データファイルを確認の上、インポートボタンを押してください。

インポート



ファイル名が、e-Tax のメッセージボックスからダウンロードした電子データと同一であることを確認してください。

- ② ①で選択した電子データファイルを確認し、『インポート』ボタンをクリックします。

【設問 6・7・8 画面】



複数の申告データを取り込む場合

複数の申告書を e-Tax で申告している場合は、複数の申告データファイルを取り込むことができます。
複数の申告データを取り込む場合は、+ファイルを追加する ボタンをクリックして、申告書の電子データファイルを選択し、一括インポート ボタンをクリックしてください。

【設問 6・7・8 画面】

選択したファイル名が表示されます。

【設問 6・7・8 画面】

『一括インポート』と表示されます。
選択したファイルをご確認の上、クリックしてください。

③ 下図のように設問6～8の各項目に申告データの数値が自動入力されます。自動入力された内容に誤りがないか確認し、『次へ進む』ボタンをクリックします。

【設問6・7・8画面】

行っている事業全体について

6売上金額及び仕入金額

解説

● 昨年1年間（令和6年1月から12月まで）の、現金取引と掛取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1)売上（収入）金額	10000	000円
(2)仕入金額	100	000円

☐ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。

7棚卸高

解説

● 消費税を含む金額を入力してください。

(1)昨年の12月末日現在の棚卸高	100	000円
(2)おとしの12月末日現在の棚卸高	100	000円

☐ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。

8営業経費等

解説

● 昨年1年間（令和6年1月から12月まで）の、経費を入力してください。
● 経費計及び給料賃金には、家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金は含めません。
● 消費税を含む金額を入力してください。

(1)経費	経費計	800	000円
-------	-----	-----	------

● 経費のうち以下の科目を入力してください。

ア 租税公課	100	000円
イ 損害保険料	100	000円
ウ 減価償却費	100	000円
エ 福利厚生費	100	000円
オ 給料賃金	100	000円
カ 外注工賃	100	000円
キ 利子割引料	100	000円
ク 地代家賃	100	000円

● 家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金を入力してください。

(2)専従者給与	840	000円
----------	-----	------

☐ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。

回答クリア

次へ進む

申告データの数値が調査票に自動入力されていますので、誤りがないか確認してください。

申告データは、金額が円単位のため、百の位を四捨五入して千円単位で表示しています。

自動入力された値を直接編集することはできません。
修正申告、更正の請求、訂正申告を行った等、自動入力された値の修正が必要な方は、次ページ「修正申告等をした場合」をご参照ください。

『回答クリア』ボタンをクリックすると、自動入力された値がすべて削除され、申告データ取り込み前の初期状態に戻ります。

自動入力された内容に誤りがなければ、『次へ進む』ボタンをクリックして次の設問へ進みます。

修正申告等をした場合

修正申告、更正の請求、訂正申告のいずれかを行った方は、ダウンロードした申告データが最終的な申告データではない場合があるため、最終的な確定申告の金額と相違ないか必ずご確認ください。

最終的な確定申告の金額と異なる場合は正しい金額に修正する必要があります。

修正する場合は、『修正申告等をした』チェックボックスをクリックして、表示される入力欄へ入力してください。入力後、修正した内容に誤りがないか確認し、『次へ進む』ボタンをクリックしてください。

【設問6画面】

行っている事業全体について

6売上金額及び仕入金額

解説

● 昨年1年間（令和6年1月から12月まで）の、現金取引と掛取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1)売上（収入）金額	10000	000円
(2)仕入金額	100	000円

☐ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。

①『修正申告等をした』にチェックを入れます。

②入力欄が表示されます。
変更箇所を上書きしてください。

変更しない項目は、
表示されたままにします。

③修正した内容に誤りがないことを確認したら、『次へ進む』ボタンをクリックして次の設問へ進みます。

【設問6・7・8画面】

行っている事業全体について

6売上金額及び仕入金額

解説

● 昨年1年間（令和6年1月から12月まで）の、現金取引と掛取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1)売上（収入）金額	9000	000円
(2)仕入金額	100	000円

☒ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。
確定申告後に修正申告をした方は、表示されている金額を、修正申告後の金額に修正してください。

● 経費のうち以下の科目を入力してください。

ア 租税公課	100	000円
イ 損害保険料	100	000円
ウ 減価償却費	100	000円
エ 福利厚生費	100	000円
オ 給料賃金	100	000円
カ 外注工賃	100	000円
キ 利子割引料	100	000円
ク 地代家賃	100	000円

● 家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金を入力してください。

(2)専従者給与	840	000円
----------	-----	------

☐ 修正申告をした
確定申告後に当該項目について修正申告をした方は、「修正申告をした」の□にチェックを入れてください。

修正した内容に誤りがないか確認し、次の設問へ進んでください。

回答クリア

次へ進む

STEP4 回答送信

設問20まで回答入力完了しましたら、3ページ「5 回答データの送信・送信結果の確認」に従い、回答を送信してください。

10

11

e-Tax の申告データを利用した回答方法に関する Q&A

Q1 保存データ（拡張子が [.data] の DATA ファイル）を取り込もうとすると、エラーが表示され取り込むことができません。

A1 保存データは取り込むことができません。e-Tax 受付システムからダウンロードした申告データ（拡張子が [.txt] の XTX ファイル）を取り込んでください。なお、取り込むことができる申告書の種類は下記のとおりです。

【取込み可能な申告書】

所得税青色申告決算書	一般用	農業所得用	不動産所得用	現金主義用
収支内訳書	一般用	農業所得用	不動産所得用	

Q2 e-Tax から申告データをダウンロードしたいのですが、該当のメッセージに鍵マークが付いており、閲覧することができません。

A2 個人の方が、利用者識別番号及びパスワードでログインした場合は、一部を除きメッセージの詳細を確認できません。e-Tax のメッセージボックスから鍵マーク付きのメッセージを閲覧するには、マイナンバーカードが必要です。

詳細については、『インターネット回答の操作ガイド』の5ページに記載している手順に従い、e-Tax のホームページからご確認ください。

Q3 共同経営で事業を営み、経営者ごとに確定申告を行っています。共同経営の場合でも申告データを取り込むことができますか。

A3 共同経営の場合でも、e-Tax で確定申告を行っていれば、申告データを取り込むことができます。複数の申告データを取り込むことが可能で、取り込んだすべての申告データを合算して自動入力します。

Q4 申告データを取り込んで回答送信をした後、修正申告をしました。回答データの修正は必要でしょうか。

A4 修正が必要です。
申告データを取り込んだ際に自動入力された値は、手入力により修正することができます。
6月30日（月）までは回答内容の修正ができますので、該当箇所の修正を行ってください。
すでに回答送信を行った調査票の内容を修正する方法は、『インターネット回答の操作ガイド』の11ページを参照してください。ただし、7月1日（火）以降は、回答内容の修正はできません。

不審なメールにご注意ください！

- 電子メールで回答を求めることはありません。
個人企業経済調査をよそおう電子メールが届いても、返信したり、そのメール内にある URL などをクリックしたりすることは、絶対にしないでください。
- 個人企業経済調査をかたって、金銭を求める・個人情報を探るなどの行為を行う不審なウェブサイトを見つけたり、不審なメールを受信した場合は、表紙に記載の個人企業経済調査実施事務局までお知らせください。